

市議会9月定例会議予定表

月日	会議名	内容
9月13日(火)	本会議(初日)	議案審議など
9月26日(月)	総務委員会、環境建設委員会	付託案件審査など
9月27日(火)	福祉文教委員会	
10月3日(月)	本会議(2日目)	一般質問
10月4日(火)	本会議(3日目)	
10月5日(水)	本会議(4日目)	
10月6日(木)	本会議(5日目)	
10月11日(火)	決算特別委員会	
10月12日(水)	決算特別委員会	付託案件審査など
10月13日(木)	決算特別委員会(予備日)	
10月14日(金)	本会議(最終日)	委員長報告、議案審議など

*午前9時30分から開会します。
 *環境建設委員会は、午後1時30分からの開会を予定しています。
 *会議の日程等は変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。
 *請願・陳情の提出期限は、9月6日(火)です。
 ○問合せ 議会事務局

マイナンバーカード申請のお手伝い
あきる野ルピアにお越しください



7月末から9月(予定)にかけて、地方公共団体情報システム機構(UJIS)からマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。まだ申請がお済みでない方は、お出かけついでにマイナンバーカードの申請をしてみませんか。顔写真を無料で撮影するほか、申請書の申請完了までの手続きをお手伝いします。申請を希望される方は、直接会場にお越しください。

現在、最大で2万円分のマイポイントがもらえる、マイポイント第2弾も開始しています。本人確認書類としてだけでなく、保険証としても利用できたり、コンビニエンスストアで住民票等証明書の取得にも利用できます。

▽日時 9月3日(土)・4日(日)・10日(土)・11日(日)・17日(土)・19日(日)・23日(金)・25日(日) 午前10時〜午後5時30分(1人約15分)

▽場所 あきる野ルピア1階 特設会場

▽対象 市内在住の方

▽持ち物
 ●通知カードに付属している申請書または国から送られてきたマイナンバーカード交付申請書の案内(2次元コード付きの申請書)
 ※申請書の再発行もできません。事前に担当へ申し出てくださ(平日のみ)。
 ●本人確認書類(有効期限内の原本) 写真付き(1点)または写真なし(2点)

*1点確認：運転免許証、顔写真入り住基カード、パスポート、身体障害者手帳 など
 *2点確認：健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証 など

1階コミュニティホールで、申請のお手伝いを実施しています(予約不要)。
 ▼問合せ 市民課市民窓口係
 マイナンバー専用 ☎518・7261

市税等の納付に「J-Coin請求書払い」「FamiPay請求書払い」が利用できます



引越しの予定がある場合などで、申請をしたときの住所と交付を受ける時の住所が異なる場合は、マイナンバーカードの交付を行うことができません(市内の引越しである場合を除く)。
 ▼その他 今回の実施日以外の平日(午前9時〜正午、午後1時〜4時30分)は、市役所

市では、これまでのコンビニ用バーコードを利用したスマートフォン決済サービスに加え、「d払い請求書払い」「J-Coin請求書払い」「FamiPay請求書払い」の利用を開始します。
 ▼対象 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保

「年金生活者支援給付金制度」請求手続きはお早めに!

「年金生活者支援給付金」は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金の受取には、請求書の提出が必要です。期日までに提出すると、10月分から受け取れます。

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方のうち、前年の所得額が約472万円以下の方
 ▼請求手続き 案内に同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入し、目隠しシールと切手を貼り、送付してください。
 ※令和5年1月4日までに請求手続きが完了しないと、令和4年10月分から令和5年1月までの給付金を受け取れません。

新たに対象となる方へ
日本年金機構から
案内を送付します

▽対象
 ●65歳以上で老齢基礎年金を受給している方のうち、年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下で、世帯員全員が住民税非課税の方

問合せ 給付金専用ダイヤル ☎0570・054092(青梅年金事務所 ☎0428・303410)、保険年金課年金係

児童クラブ育成料、学童クラブ延長育成料、保育料、市立保育所給食納付金、給食納付金(小・中学校分)
 ▼その他 バーコードが印字されていない納付書では、納付できません。スマートフォン決済サービスは、領収証書が発行されません。利用上の注意事項などは、各サービスのホームページをご覧ください。
 ▼問合せ 徴税課徴税係、子ども政策課児童館係、保育課保育係、学校給食課秋川学校給食センター係

乳幼児医療費助成制度(マル乳)と義務教育就学児医療費助成制度(マル子)の申請はお済みですか



で、新たに申請する必要はありません。
 ※有効期限が切れた医療証は、破棄してください。
 ▼対象
 ●マル乳：小学校就学前の乳幼児
 ●マル子：父か母の所得(どちらか高い方)が制限額を超えていない、小学校1年生から中学校3年生までの方

乳幼児医療費助成制度(マル乳)は、所得の制限がありませんが、マル乳の医療証をお持ちでない方は、申請してください。義務教育就学児医療費助成制度(マル子)は、前年の所得を基に該当の可否を審査します。現在、所得の制限によりマル子の医療証をお持ちでない方で、令和3年中の所得が表の制限額を超えていない方は、申請してください。
 ※マル乳とマル子は、毎年10月1日新しい医療証に切り替わります。現在、マル乳やマル子の医療証をお持ちの方で、10月1日以降も引き続き該当する方は、9月末までに新しい医療証を送付します

※生活保護を受給している方、心身障害者医療費助成(マル障)の医療証(負担者番号80137490)か、ひとり親家庭等医療費助成(マル親)の医療証(負担者番号81137499)をお持ちの方は対象外です。現在受けている制度を引き続きご利用ください。
 ▼助成内容など
 ●マル乳：疾病や負傷に係る医療保険の自己負担分を助成します。
 ●マル子：入院、調剤、訪問看護の場合、医療保険の自己負担分を助成します。通院(柔

介護教室
 「薬について」
 学びませんか?
 薬局や薬剤師の活用方法など



▽日時 9月23日(金) 午後1時30分〜3時

▽場所 あきる野ルピア3階産業情報研修室
 ▼講師 薬剤師
 ▼対象 市内在住・在勤の方
 ▼定員 15人(申込み順)
 ▼その他 当日の検温とマスク着用のご協力をお願いいたします。体調が優れない方は、参加をご遠慮ください。
 ▼申込み方法 9月2日(金)から電話で申し込んでください。
 ▼申込み・問合せ 東部高齢者はつらつセンター ☎559・1320
 ▼担当課 高齢者支援課高齢者支援係

表 義務教育就学児医療費助成制度所得制限額

扶養人数	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人以上	1人につき38万円加算

※条件により所得から控除できる金額があります。

道整復などの施術を含む)の場合、医療保険の自己負担分から一部負担金(1回200円上限)を控除した額を助成します。
 ※食事療養標準負担額を除く。
 ▼申請に必要なもの 対象児童の健康保険証、本人確認書類(運転免許証など)
 ※その他要件により、必要となる書類があります。
 ▼申請・問合せ 子ども政策課 子ども政策係、五日出張所 市民総合窓口係(申請のみ)